

八戸市地下水採取の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市における地下水採取の実態を把握することによって、地下水の水源の保全及び地下水の有効利用を図り、もって地盤沈下の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計した断面積とする。）が6平方センチメートルをこえるものをいう。

(地下水採取の届出)

第3条 揚水設備により地下水を採取しようとする者は、あらかじめ、「地下水揚水設備設置届（以下「設置届」という。）」（第1号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第4条 この要綱の施行の際現に揚水設備を設置している者は、この要綱施行の日から起算して90日以内に設置届により、市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第5条 第3条及び前条の届出をした者（以下「設置者」という。）で、その届出に係る事項を変更しようとする者は、「地下水揚水設備等変更届」（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、その揚水設備を廃止したときは、「地下水揚水設備廃止届」（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(地下水の採取量の測定)

第6条 設置者は、水量測定器等により、定期的に地下水の採取量を把握しておかなければならない。

(報告の徴収等)

第7条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、設置者に対し、地下水の採取量その他必要な事項について「地下水採取量等報告書」（第4号様式）により報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。